

令和 3 年 8 月 6 日
保育幼稚園事業課

令和 4 年度保育所等利用調整指数表の改定について

保育所等の入所選考・決定は、「保育所等利用調整指数表」に基づき「保育を受ける必要性」に応じて行っています。

今回、保育所等利用調整指数の改定を実施しますので、現状の保育所等利用調整指数及び改定内容について、報告いたします。

1 保育所等利用調整指数について

保育所利用調整指数は、基本指数と調整指数の二つから構成されています。

(1) 基本指数

子ども・子育て支援法施行規則第 1 条に規定されている保育給付を受けるための要件で、就労や病気、看護など、保育の必要性に応じて指数化しています。

(2) 調整指数

基本指数以外で、育児休業を取得している、兄弟が認可保育所等に入所されている等のそれぞれの要件に応じて指数化し加点しています。

(3) 指数の算定例

当該児童 1 歳児の場合

父 外勤 月 20 日以上 1 日 7 時間以上の就労

母 外勤 月 20 日以上 1 日 7 時間以上の就労 現在育児休業中

兄 3 歳児 認可保育所に入所

① 基本指数 20 点

父 10 点 1 基本指数、1 就労 月 20 日以上 1 日 7 時間以上に該当

母 10 点 1 基本指数、1 就労 月 20 日以上 1 日 7 時間以上に該当

② 調整指数 6 点

「4 産休明け育児に伴う休業明けの場合」 3 点

「6 兄弟等がすでに入所している市内の保育所等への新規入所する場合」 3 点
に該当

③ 世帯の利用調整指数

基本指数 20 点と調整指数 6 点の合計 26 点となります。

2 指数の見直しの内容

(1) 自営（農業含む）の基本指数区分の変更

自営中心者・協力者の就労証明は、本人が証明しその証明資料として、確定申告書の写しを添付するため、基本指数の区分を、外勤と同じ取り扱いとします。

(2) 内職の指数の見直し

内職の指数は、就労時間等については、本人が記入するため、指数を引き下げ、平均月収により加点します。

(3) 待機点の廃止

これまで多くの待機児童数がある中で、保育利用の優先理由として、入所できなかった期間を考慮していましたが、国の基準による待機児童が令和2年4月1日、令和3年4月1日と2年連続0人（令和3年4月1日は予定）となったため、待機していることが保育利用の優先理由となるということを見直し、待機点を廃止するものです。

なお、待機点の廃止による影響を最小限にするため、令和3、4年度は周知期間とし、令和5年4月入所選考以降から廃止とします。

(4) 実施期間

上記1、2については、令和4年4月入所受付から、3については令和5年4月入所受付から実施します。